



三重県行財政改革取組

～ 「自立した地域経営」の実現をめざして～

平成24年3月 三重県

目次

行財政運営にかかる現状・課題	1
行財政改革の基本的な考え方	2
I 人づくりの改革	
【職員力のさらなる向上】	
1 職員の意欲および能力の向上	4
2 高度な専門性と「協創」のスキルの向上	6
3 危機管理力の向上	7
II 財政運営の改革	
【歳出の見直し】	
4 徹底した事務事業の見直し	8
5 総人件費の抑制	9
【歳入の確保】	
6 税収確保対策	10
7 新たな財源確保対策	12
【健全な財政運営】	
8 県債発行の抑制と予算編成プロセスの見直し	13
【県有財産の利活用】	
9 県有財産の有効活用と長寿命化	14

III 仕組みの改革

【効果的・効率的な県政運営】

10 政策を推進するための仕組みの見直し	15
11 県組織の見直し	17
12 外郭団体等の見直し	18
13 民間活力の有効活用	19
14 ITの効果的・効率的な利活用	20
15 広聴広報の充実	22
16 入札契約制度の着実な運用	24

「三重県行財政改革取組」の進行管理	26
-------------------	----

参考資料

中期財政見通し(平成24年度～27年度)	28
----------------------	----

行財政運営にかかる現状・課題

- ◆ 自立し行動する県民の皆さんと共に新しい三重を創っていくためには、県民の皆さんとの信頼関係を高め、「協創」の取組を進めることができる、職員の意欲および能力の向上が必要です。
- ◆ 本県の財政状況は、県債残高が年々増加する中、県税収入に多くを期待できず、また、義務的経費の増嵩が見込まれるなど、今後はさらに一段と厳しくなることが予想されるため、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立が必要です。
- ◆ 県政運営の仕組みについては、これまでもさまざまな改善に取り組んできましたが、時代の変化にさらに対応できるよう、また、県民の皆さんに成果をより届けることができるよう、不断の見直しが必要です。

行財政改革の基本的な考え方

前記の現状・課題を踏まえ、「先導・変革」、「自立・創造」、「簡素・効率」の3つをキーワードに、行財政運営の改革に取り組み、「自立した地域経営」を実現することにより、「みえ県民力ビジョン」の着実な推進につなげます。

【3つのキーワード】

① 先導・変革

これまでに取り組んできたさまざまな改革の蓄積に満足することなく、さらなる先導的な変革に取り組みます。

② 自立・創造

地域が自らの地域を自らの責任でつくっていく自主・自立の地方自治を確立するとともに、県民の皆さんと共に新しい三重を創造します。

③ 簡素・効率

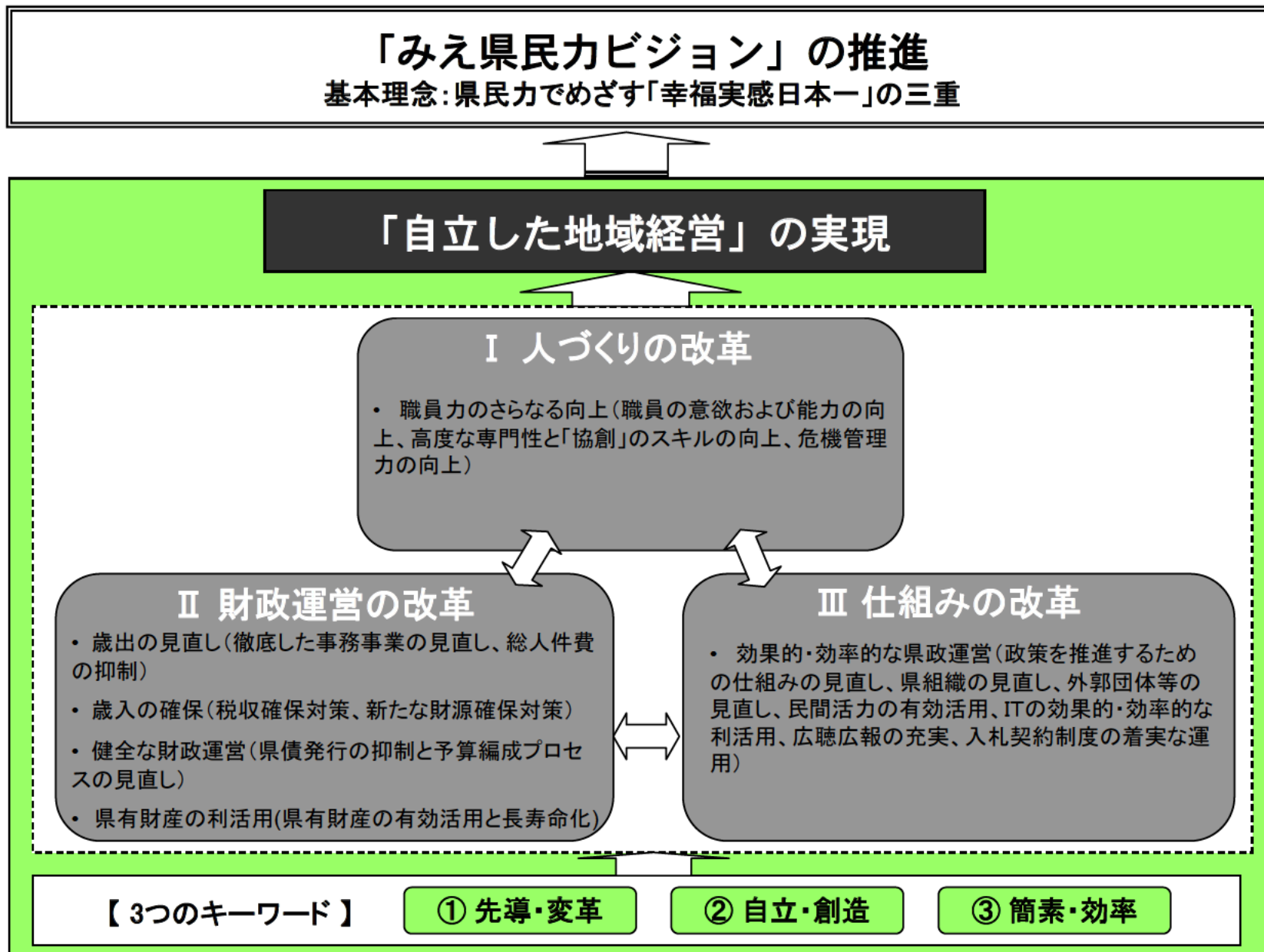
事務事業をはじめ既存の仕組みをゼロベースから見直し、最小の費用で最大の効果を上げ、簡素・効率を実践します。

【取組の3本柱】

- I 現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進める、高い意欲と能力を持った人材を育てる「**人づくりの改革**」
- II 将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立に向けた「**財政運営の改革**」
- III 時代の変化に対応し、県民の皆さんに成果をより届けることができる「**仕組みの改革**」

【取組期間】 平成24年度～27年度

【イメージ図】



県民の皆さんとの信頼関係を高め、「協創」の取組を進めることができる、高い意欲と能力をもった人材を育成することが求められています。

このため、職員の意欲と能力をさらに向上させるとともに、現場を重視し、「協創」の取組を進めるためのスキルを身につけ、的確な危機への対応ができる職員を育てるなど、「人づくりの改革」に取り組みます。

【職員力のさらなる向上】

1 職員の意欲および能力の向上

- ◆ 県政運営を推進していくためのベースとなる「人」づくりについて、県を取り巻く社会状況の変化や「現場重視」などの県政の方向性を踏まえ、新たな方針を策定します。
- ◆ 職員一人ひとりの意欲や能力が最大限に発揮されるとともに、組織の目標が共有され、さまざまな行政課題に柔軟に対応することができる組織の実現（組織力の向上）を図るため、職員の勤務評価制度を確立します。
- ◆ 職員の意欲、責任感、専門性などを向上させ、組織の活力を高めていくため、職員が自分のキャリアを自ら選択し実現する手法や多様な組織との人事交流の推進など、人材育成のための制度・機会などの一層の充実・拡大に取り組みます。
- ◆ 幅広い職場で職員の意欲的な事業や改善活動が実施されるように、部下職員の意欲を高めるための管理職員の能力の向上や職員提案・表彰制度の拡充など、自ら変革していく組織風土づくりを進めます。

【具体的取組】

① 「三重県職員人づくり基本方針(仮称)」の策定

「みえ県民カビジョン」に掲げる「県民との『協創』」「現場重視」「職員力の向上」などの考え方などを踏まえて、求められる人材像や能力を明確にし、人材育成の手法や進め方を示す「三重県職員人づくり基本方針(仮称)」を平成24年度に策定します。

② 勤務評価制度の検証と構築

管理職員にかかる勤務評価制度を検証するとともに、現在試行している県職員育成支援のための評価制度の定着・施行を図り、能力や実績に基づく任用と処遇に取り組みます。

③ 新たなキャリアデザイン支援制度の構築

職員の意欲を高めるため、新しい庁内公募制度やスペシャリストコースを構築するなど、平成24年度から、職員が自分のキャリアを自ら選択し実現できる機会の充実、拡大に取り組みます。

④ 多様な組織との人事交流の推進

職員の視野と経験の幅を広げるとともに、幅広い人的ネットワークづくりなどを通じて、職員力や「協創」のスキルなどをより高めていくため、国・他県・市町・民間企業など多様な組織との新たな人事交流に積極的に取り組みます。

⑤ 意欲の向上に向けた組織風土づくり

部下職員の意欲を高めるコミュニケーションのとり方などのノウハウを修得できる機会を提供するなど、各職場において職員の意欲を高めるための管理職員の能力向上を図ります。

また職員一人ひとりが、仕事の中で役立ち、認められていると実感しながら、意欲的に行動する組織風土づくりを進めるため、新たな職員提案制度の構築や「率先実行大賞」への応募促進に取り組みます。

2 高度な専門性と「協創」のスキルの向上

- ◆ 職員が、時代の変化に対応できる高度な専門性と現場を重視し「協創」の取組を進めるためのスキルを身につけることができるよう、人材育成のための手法や進め方などについて検討するとともに、新たな研修体系を構築し、研修の充実を図ります。

【具体的取組】

① 高度な専門性と「協創」のスキルの向上に重点を置いた人づくり

人材育成にあたっては、時代の変化に対応し着実に施策を推進することができる専門的な知識と、「発信力」「説明力」「ホスピタリティ」などのスキルを身につけることに重点を置いて、その手法や進め方などについて検討します。

② 新たな研修体系の構築と研修の充実

県職員としての基礎的、基本的な知識、考え方の習得に加え、県民の皆さんに成果をより届けるために必要な能力、スキルなどの開発が効果的にできるように、新たな研修体系の構築と研修の充実を図ります。

3 危機管理能力の向上

- ◆ 危機の兆候を的確に察知し、適切な未然防止対策や迅速かつ的確な危機発生時の対応を行うことができるよう、未然防止対策の実効性を高めるとともに、それぞれの危機に効果的に対応できる人材の育成に取り組みます。

【具体的取組】

① 現場の担当者による未然防止策の強化

これまで本庁職員が中心となって実施してきたリスク把握（リスクの洗い出し）について、より対話が促進され、実効性のある対策を講じられるよう、実際の業務（事務分掌）に即し、現場の担当者が中心となってリスク把握を実施するよう見直します。

② 現場における危機対応力を備えた人材育成

職員の危機管理意識は高まってきているものの、実際の行動に結びついていない面もあることから、危機発生時において、「現場でできることは現場でやる」という考え方のもと、現場における実際の対応に着目し、現場で指揮を執る管理者層の判断力、対応力の向上を図るとともに、現場が個別の危機に対して迅速かつ的確に対応できるよう、実践的な訓練、研修を通じて、危機対応力を備えた人材育成をより一層進めます。

II

財政運営の改革

財政状況が一段と厳しくなる中、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立が求められます。

このため、事務事業の見直しや総人件費の抑制により歳出を見直し、効果的な税収確保対策や多様な財源の確保などにより歳入を確保するとともに、県債発行の抑制に配慮した健全な財政運営や県有財産の利活用など、「財政運営の改革」に取り組みます。

【歳出の見直し】

4 徹底した事務事業の見直し

- ◆ 全ての事務事業をゼロベースから見直す「三重県版事業仕分け」の実施など、徹底した事務事業の見直しを行います。

【具体的取組】

① 「三重県版事業仕分け」の実施など、徹底した事務事業の見直し

厳しい財政状況を踏まえ、徹底した事業の「選択と集中」を図る必要があることから、外部の視点も入れて、全ての事業をゼロベースから見直す「三重県版事業仕分け」を平成23年度に実施し、平成24年度当初予算に反映しました。

また、毎年度、事業の成果を検証し、翌年度の当初予算編成に反映します。

5 総人件費の抑制

- ◆ 今後の県の財政状況などを踏まえたうえで、歳入・歳出の両面におけるさらなる見直しを行うとともに、職員数や給与の見直しなどにより、総人件費の抑制に取り組みます。

【具体的取組】

① 職員数の見直し

職員数の見直しについては、県民の皆さんへのサービス提供、職員の意欲、法令による配置基準などにも留意しながら、検討を進めていきます。

② 給与の見直し

給与の見直しについては、より適正な給与制度の企画、管理及び運用などの観点から、検討を進めていきます。

【歳入の確保】

6 税込確保対策

- ◆ 県税の収入未済額の約8割を占める個人県民税の徴収対策を、さらに市町と共に進めます。
- ◆ 市町と連携したより効果的な徴収方策や徴収体制のあり方について、検討を進めます。
- ◆ 県民の皆さんが納税しやすい環境を整えるため、クレジットカード納税や自動車税を含む自動車保有関係手続きのワンストップサービスの導入などの取組を進めます。

【具体的取組】

① 個人住民税の徴収対策の推進

個人住民税の収入未済額が多額に上ることから、事業所への訪問や広報紙などの周知活動を通じた特別徴収制度（※1）への加入促進に加え、平成26年度からの特別徴収義務者の全指定（※2）に向け、さらに取組を進めます。

また、県の滞納整理のノウハウを市町と共有しながら、直接徴収（※3）により県と市町が連携して組織的な滞納整理を実施していきます。

（※1）給与支払者が従業員の支払給与から税を天引きし、納入する制度。

（※2）地方税法に基づき、特別徴収義務者である事業主に対し、特別徴収を実施するよう市町が指定すること。

（※3）地方税法に基づき、県が市町から徴収権を引き継いで徴収および滞納整理を行う制度。

② 市町と連携したより効果的な徴収方策や徴収体制の検討

税源移譲などにより地方税の充実が図られており、今後、自主財源確保のための取組がさらに重要になります。これまでも県と市町が連携して税収確保対策を進めてきており、引き続き互いの信頼関係をベースとして、より効果的な徴収方策や徴収体制について検討を進めます。

③ 県民が納税しやすい環境の整備

クレジットカード納税の導入は、納税者の利便性の向上が見込めますが、導入に要するコストのほか、手数料が他の納税手段と比較して高額になるなどの課題があることから、既に導入している他の自治体での対応状況も参考にしながら、費用対効果の観点も含め、十分な検討を進めます。

また、自動車保有関係手続きのワンストップサービスの導入については、運用コストなどの課題があることから、全国的な取組状況を注視しつつ、運輸支局や警察など関係機関と連携しながら検討を進めます。

7 新たな財源確保対策

- ◆ ネーミングライツなどの多様な財源確保に取り組みます。
- ◆ 政策目的の達成に向けた新たな税の導入について検討を進めるとともに、ふるさと納税制度を活用した寄附の拡大に取り組みます。
- ◆ 未利用の県有財産の売却を積極的に進めます。

【具体的取組】

① 多様な財源確保策の導入

多様な財源確保のため、県有施設へのネーミングライツについて検討を行い、可能なものから順次導入を進めていきます。

また、公用車への広告掲載や県行造林（※）におけるオフセット・クレジット制度の導入、職員駐車場の有料化など、新たな財源確保策について検討を行い、導入可能なものから順次導入を進めていきます。

（※）森林資源の造成および林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と契約を結び、民有林野（市町村有林野も含む）に対して造林を行い、その収益を土地所有者と分け合う仕組み。

② 新たな税の検討

政策目的の達成に向けた新たな税の導入について検討を進めます。

③ ふるさと納税の推進

ふるさと納税制度を活用した寄附の拡大に向け、制度の周知や寄附していただきやすい環境づくりを推進します。

④ 未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用（再掲）

未利用の県有財産の売却にあたっては、新たにインターネットオークションなどを活用し積極的な売却を行うとともに、貸付などの手法も検討し、未利用の県有財産を有効に活用します。

【健全な財政運営】

8 県債発行の抑制と予算編成プロセスの見直し

- ◆ 将来世代に負担を先送りしない、県債発行の抑制に配慮した予算編成を行います。
- ◆ 厳しい財政状況の中、限られた財源を的確に配分するため、より効果的・効率的な予算編成プロセスのあり方を検討します。

【具体的取組】

① 平成26年度末の県債残高(※)を減少に転換

平成26年度末の県債残高(※)が平成23年度末よりも減少するよう、歳入・歳出面でのさまざまな取組を行い、可能な限り県債の発行抑制に配慮した予算編成を行います。

(※) 一般会計における県債残高。ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地のないものを除く。

② 予算編成プロセスの見直し

厳しい財政状況の中、限られた財源を的確に配分するため、より効果的・効率的な予算編成プロセスのあり方を検討します。

【県有財産の利活用】

9 県有財産の有効活用と長寿命化

- ◆ 「みえ県有財産利活用方針」により、未利用の県有財産の有効活用を進めます。また、県有施設などの長寿命化により、施設保全コストの平準化を図ります。

【具体的取組】

① 未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用

未利用の県有財産の売却にあたっては、新たにインターネットオークションなどを活用し積極的な売却を行うとともに、貸付などの手法も検討し、未利用の県有財産を有効に活用します。

② 民間活力を活用した施設整備・管理

施設整備および管理にかかるコストの平準化・縮減を図るため、施設の更新などにあたっては、民間活力を活用した施設整備・管理手法を導入します。また、導入した際には、その手法などについて各部局と情報共有を図ります。

③ 庁舎など県有施設の長寿命化

施設保全コストの平準化・縮減を図るため、施設のライフサイクルコストの分析を行い、平成24年度に新たに「県有施設適正保全計画(仮称)」を策定します。

Ⅲ

仕組みの改革

県政運営の仕組みについては、時代の変化にさらに対応できるよう、また、県民の皆さんに成果をより届けることができるよう、不断の見直しが求められています。

このため、政策を推進するための仕組みや組織体制・組織運営、外郭団体等を見直すとともに、民間活力の有効活用やITの効果的・効率的な利活用、広聴広報の充実、入札契約制度の着実な運用など、「仕組みの改革」に取り組みます。

【効果的・効率的な県政運営】

10 政策を推進するための仕組みの見直し

- ◆ 県の政策を推進する仕組みなどについて、時代の変化に対応できているか、また、成果を県民の皆さんに届けることができているかなどの観点から、見直しを行っていきます。
- ◆ 危機管理について、平常時から危機管理情報を一元的に集約するとともに、危機対応における指揮・命令権が的確に機能する仕組みを整備します。また、迅速に危機事例の情報共有を行うとともに、危機発生時に行った対応について速やかに検証を行います。

【具体的取組】

① 政策を推進するための新たな仕組みの構築

県の政策を推進するにあたり、評価の結果を踏まえ、どのように変革・改善するのかを明確にするため、これまでのPDSサイクル（戦略策定・戦略展開・評価）をPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に見直すなど、新たな仕組みを構築します。

② 政策評価(SEE)の仕組みの見直し

事業の成果を県民の皆さんにわかりやすく説明でき、評価に基づく次の事業展開において、より成果を上げることができるよう、事業の改善が進む評価（CHECK）の仕組みを導入します。

また、改善（ACT）の仕組みとして、取組の成果や改善方向を県民の皆さんにわかりやすく伝えられる「成果レポート」の公表などを行います。

③ 条例の一斉点検・見直し

点検・見直しの方法について検討したうえで、公布後3年以内の条例などを除いた全ての条例について、一斉に点検・見直しを実施し、その結果を公表します。

④ 危機管理の見直し

危機管理に関して全庁を統括する職として危機管理統括監を設置し、平常時から危機管理情報を一元的に集約するとともに、危機対応における指揮・命令権が的確に機能する仕組みを整備します。

また、未然防止策の検討が迅速に行われるよう平成23年度に導入した「危機管理リアルタイムメール」について、随時見直しを行い一層の活用を図るとともに、危機が発生した際の検証について、次に同様の危機が発生した際に迅速・的確な対応がとられるよう、平成24年度に新たな検証シートを導入します。

11 県組織の見直し

- ◆ 「みえ県民カビジョン」を着実に推進できる、わかりやすく、簡素で効率的・効果的な組織体制および組織運営の構築を図ります。

【具体的取組】

① 本庁部局の再編

以下の視点により、平成24年4月に本庁部局の再編を実施します。

- ① 「みえ県民カビジョン」を着実に推進できる組織体制の構築
- ② 県民の皆さんからわかりやすい、簡素で効率的・効果的な組織体制の構築

② 地域機関の見直し

県民センターなどの地域機関については、現行組織の課題を検証するとともに、現場重視の視点を含め、市町との役割分担、より成果を県民の皆さんに届けるための県民サービスや地域の特性を踏まえた組織のあり方など、さまざまな面から十分に検討を行います。その検討結果を踏まえ、平成25年度に必要な見直しを実施します。

③ 組織運営の見直し

現行のフラット制など組織運営のあり方について、県民の皆さんから見てわかりやすいものとなっているか、また、人材育成の面から適切なものとなっているかなどの観点から検証・検討を進め、その検討結果を踏まえ、平成24年度以降、可能なものから、順次、見直しを実施していきます。

12 外郭団体等の見直し

- ◆ 社会経済情勢の変化に伴い、あらためて、団体の目的や事業内容についての精査を行い、必要な改革を実施します。また、財政的支援や人的支援など団体への県の関与のあり方について検討を進めます。

【具体的取組】

① 団体のあり方改革

「三重県外郭団体改革方針」策定後、およそ10年が経過するなかで、社会経済情勢の変化も踏まえ、事業目的の妥当性や団体実施の必要性、団体経営の視点などから、あらためて、平成24年度に団体の目的や事業内容についての精査を行い、平成25年度から各団体について必要な改革を実施します。

② 団体への県関与の見直し

各団体の目的や事業内容も考慮のうえ、現状の団体への県の関与が適切かどうかを確認し、必要な見直しを実施したうえで、県が関与すべき部分と団体に任せる部分など、今後の県の関与のあり方について明確化を図ります。

③ 公益法人制度改革に対応した新たな経営評価手法の検討

公益法人制度改革などの制度的な改革への対応に伴い、新たな公益法人における公益性と安定経営との両立や一般法人化に伴う出資関係の変化などの視点を踏まえ、団体の新たな経営評価手法を検討します。

13 民間活力の有効活用

- ◆ 県と民間との役割分担を明確にし、サービスの質の向上や業務の効率化を進める観点から、多様な公共サービスの提供手法を比較検討し、引き続き、民間活力の導入を図ります。
- ◆ 指定管理者制度や地方独立行政法人制度など、既に制度を導入済みの場合についても、サービスの質の向上や業務の効率化が図られているかどうかを適切に指導、監督していきます。

【具体的取組】

① 民間活力の導入に関する新たな指針の策定

指定管理者制度や市場化テストなど多様な公共サービスの導入に係る考え方をまとめた指針を、平成24年度に新たに策定します。

また、それに伴い、「外部委託に係るガイドライン」(平成18年6月更新)についても見直しを図ります。

② 指定管理者制度の的確な運用

新たに公の施設が設置される場合や制度変更などにより指定管理者制度の導入が可能となった場合には、「指定管理者制度に関する基本方針」(平成18年6月策定)に基づき、制度の活用について検討を行います。

また、制度を導入した施設については、管理状況を把握し、的確に評価、監督を行い、利用者の利便性の向上など県民サービスの向上が図られるよう、不断の見直しを行います。

③ 地方独立行政法人の円滑な運営

地方独立行政法人法に規定される対象業務について、必要に応じ、法人化についての検討を進めます。

また、既に地方独立行政法人化された機関について、円滑な運営により、業務の効率性やサービス水準の向上などが実現できるよう、適切に監督を行います。

14 I Tの効果的・効率的な利活用

- ◆ 情報システム評価制度の導入により、I T投資にかかるP D C Aサイクルを確立し、全庁の情報システムの適正化に向けたI T投資管理体制を構築します。
- ◆ 情報システムの導入にあたっては、クラウドコンピューティングなどさまざまな手法を検討し、それぞれのシステムに適した手法を採用していきます。
- ◆ サイバーテロや地震などの災害発生時に備え、情報セキュリティ対策を推進するとともに、情報システムに関する業務継続計画（B C P）を策定します。
- ◆ I Tを活用した市町の事務処理の共同化を促進します。

【具体的取組】

① 情報システム評価制度の導入・運用

情報システムの統合化や効率化などによる全庁の情報システムの最適化を図るため、平成18年度から実施している予算要求前および契約前の審査や必要な支援に加えて、平成24年度から情報システム評価制度（※）を導入し、P D C Aサイクル全体を見通した全庁的なI T投資管理体制を確立するとともに、継続的な改善を進めます。

（※）システム開発や再構築時に想定した目的や創出される効果が、運用後に期待どおりに発揮されているかどうかを検証し、改善策に生かしていく取組。

② 効率的な情報システム導入手法の採用

クラウドコンピューティングなど、さまざまな情報システム導入の手法を検討し、コスト縮減や業務の効率化を進めます。

③ 情報セキュリティの確保

サイバーテロや大規模自然災害発生時の脅威から県が保有する重要情報などを守るため、職員研修やセキュリティ監査（実地監査、セルフチェック）、脆弱性診断などを通じて、職員の情報セキュリティマインドの向上や、情報システムのセキュリティ対策を推進していきます。

④ 情報システムに関する業務継続計画(BCP)の策定・見直し

大規模災害などの発生に備え、平成24年度に情報システムに関する業務継続計画（BCP）を策定するとともに、訓練などを通じて継続的な見直しを行っていきます。

⑤ 財務会計システムの共同アウトソーシング

自治体のクラウドコンピューティング推進の動向などを注視し、東日本大震災で公金収納データの保全が課題として明らかになったことも踏まえ、市町と共に会計事務の標準化を図り、将来的なクラウドコンピューティングの採用を視野に市町の財務会計システムの共同アウトソーシングへの取組を進めます。

15 広聴広報の充実

- ◆ 県民ニーズの把握については、より現場に近いところで県民の皆さんから直接意見を聞くなど、現場重視を徹底します。
- ◆ 県政に関する情報をわかりやすく、積極的に発信するとともに、情報公開制度などを的確に運用することにより、県民の皆さんとの情報共有を進めます。

【具体的取組】

① 幅広い県民のニーズや意識の把握

県民の声データベースシステムについて、幅広い県民意見を把握・整理し、県民の皆さんに見える形でホームページに掲載していきます。

また、「みえ県民意識調査」により、県民の皆さんの幸福実感の変化を把握し、「みえ県民カビジョン・行動計画」のマネジメントに生かしていきます。

② 現場を重視した広聴活動の推進

現場感覚を反映した県政を展開していくため、生産者の方や地域活動に取り組まれている皆さんなどと直接対話し、各地域の課題について共に考える取組を推進していきます。

③ インターネット広聴の拡充

県ホームページによるお知らせ情報などの発信に際し、内容が役に立ったか、わかりやすくなったかなどのアンケートを併用するなど、電子媒体の特性を活かしフルタイムで広報効果の把握収集を行っていきます。

④ 県政のわかりやすい情報発信

県の施策や事業をよりタイムリーに、よりわかりやすく情報提供していくため、パブリシティ（※）など既存の広報媒体を積極的に活用するとともに、動画配信など視覚的要素を加えたインターネット広報を展開します。

（※）情報を積極的にマスコミに提供し、マスメディアを通して「報道」として伝達されるよう働きかける広報活動。

⑤ 新たな情報発信チャンネルの開設

県民の皆さんの情報入手手段の多様化に対応するため、ツイッターの活用など、県からの新たな情報発信チャンネルを開設していきます。

⑥ 職員の広聴広報意識の向上

県民の皆さんがさまざまな機会に県政情報に触れ、県政への関心を高めていけるよう、職員一人ひとりが「広聴広報担当者」という意識の向上をめざします。このため、職員アンケートも実施しながら、効果的な広聴広報活動に資するハンドブックを作成するとともに、広聴広報キーパーソン会議や職員研修などを積極的に開催していきます。

16 入札契約制度の着実な運用

- ◆ 入札契約制度については、これまでの公正性・透明性・競争性の確保に加え、さらなる品質確保と地域事業者の育成にも配慮した見直しに向け取り組みます。

【具体的取組】

● 物件関係

① 最低制限価格制度(印刷業務)の試行導入・運用

印刷物の調達については、低価格での落札傾向が続いており、こうした状況はダンピングにつながる懸念があることから、印刷物の品質を確保するため、平成24年度に新たに一定の金額以上のものについて最低制限価格制度を試行導入し、その結果を検証していきます。

② 電子調達システムの機能改善・最適化

公正性・透明性・競争性の向上に向けて、電子調達システム利用者の利便性を高めるため、システムの機能改善に取り組むとともに、次期システムに向け検討を行い、システムの最適化を図ります。

③ 事業者データの適切な管理

契約の相手方としてふさわしい事業者を選定するため、原則として、電子調達システム等に登録のある事業者を対象に発注することとし、事業者データを適切に把握・管理します。

●工事関係

④ 入札契約制度の適正な運用と品質確保

公正性・透明性・競争性の向上により、入札契約制度の適正な運用を図るとともに、さらなる低入札対策、総合評価方式の改善により、工事の品質を確保します。

⑤ 地域の安全・安心に向けた建設業の育成・支援

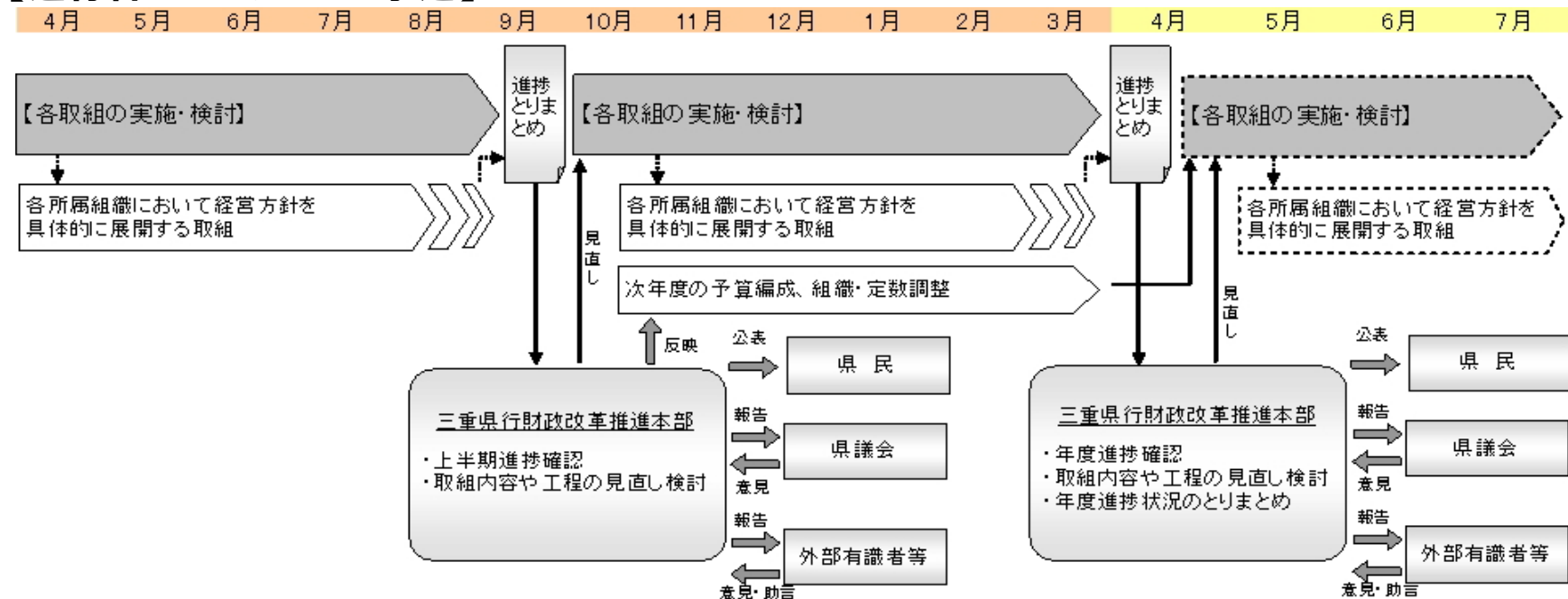
地震や異常気象など自然災害の発生が懸念される中、災害時の緊急対応など地域に貢献できる地域建設業の育成に向けた新たな取組により、地域の安全・安心を確保します。

「三重県行財政改革取組」の進行管理

- ◆ 知事を本部長とする「三重県行財政改革推進本部」を中心として、行財政改革を全庁的に推進し、適切な進行管理を行います。
- ◆ 進行管理にあたっては、経営方針(※)を具体的に展開する取組を活用するとともに、進捗確認の結果を次年度の予算編成、組織・定数調整へ反映するなど、県政運営の各仕組みと連携させることにより、着実な推進を図ります。
- ◆ 毎年度の進捗状況などについて、わかりやすい形でとりまとめ、県議会に報告するとともに、ホームページなどを通じて県民の皆さんへお知らせします。
- ◆ 県組織自らの検証に加え、外部の有識者などからもご意見をいただきます。
- ◆ 取組期間中における環境変化や新たな課題に迅速・的確に対応するため、取組内容や工程表の定期的な見直しを行います。

(※) 長期的な戦略である「みえ県民カビジョン」や中期の戦略計画である「みえ県民カビジョン・行動計画」に基づき、当該年度の政策課題や行動指針を明らかにした単年度の方針

【進行管理スケジュール予定】



參考資料

中期財政見通し（平成 24 年度～27 年度）

参 考 試 算

（平成 23 年度最終補正予算編成後）

この試算は、将来の歳入・歳出の推計に必要な前提条件が、今後の景気動向や国の地方財政対策の状況により大きく変わりうる中で、多くの仮定を置いたうえで機械的に試算したものです。そのため、今後の予算編成を拘束するものではありません。

1 試算の考え方

今後の県財政を展望するにあたっては、国において議論されている社会保障と税の一体改革や地域主権改革などの帰趨に左右される面も多く、将来の県財政の見通しを確たる姿でお示しすることは困難ですが、限られた前提条件の下に、次の3つのパターンにより推計しました。

試算A(自然体)

平成24年度当初予算をベースにして、一般行政経費において、雇用・経済対策等の国からの交付金による基金事業の終了を考慮の上、それ以外の事業については同程度の水準で推移するとした場合の試算です。

試算B(歳出の見直しを行い、平成26年度末の県債残高を平成23年度末よりも減少させる場合)

試算Aをベースにして、公共事業や施策別財源配分経費などの歳出の見直しを行い、平成26年度末の県債残高を平成23年度末よりも減少させる場合の試算です。

試算C(収支均衡をめざす場合)

試算Bと同様に、平成26年度末の県債残高を平成23年度

末よりも減少させるとともに、基金や県債に過度に依存することなく、当該年度に見込まれる収入に見合った歳出規模の実現をめざす場合の試算です。

留意点

今回の試算は、平成24年度当初予算をベースに行ったものであり、今後の景気動向や国の地方財政対策の状況によって大きく変わることもあります。

2 試算にあたっての前提条件

財政運営にあたっては、当初予算だけではなく、補正予算や決算も視野に入れることが重要です。

今回の試算にあたっては、各年度の当初予算における財源不足額や県債残高見込みだけでは、財政運営の実態をお示しできないと考えられることから、当初予算から補正予算を経て決算に至る間の財源不足額や県債残高の推移について、前回の実施計画(平成19年度から22年度)の期間中を対象に分析した上で、試算を行っています。

① 財源不足額の推移

平成 22 年度当初予算の編成においては、財政調整基金からの繰入を行うなどの財政調整が必要な財源不足額が 233 億円でしたが、県税収入の増加や事業費等の精査により、決算時には 44 億円に減少しました。つまり、当初予算編成時から決算に至る間に、189 億円の収支が改善したことになります。この収支改善額が、平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間で平均すると、122 億円となったことから、今回の試算にあたっては、この収支改善額を「財政調整等基金」としています。

今回の試算は、各年度の歳出と歳入の差額から収支改善額を差し引いた額を実質的な財源不足額と捉え、その不足額については、「財源不足を調整するための地方債」を平成 24 年度当初予算に計上した額を上限に発行することとして試算しています。

なお、「財源不足を調整するための地方債」の発行によっても、財源不足が調整できない場合は、「要調整額」としてお示ししています。

② 県債（建設地方債等）発行額の推移

当初予算編成後、国の補正予算へ対応するためなど、年度中に補正予算を編成したことにより、概ね県債は当

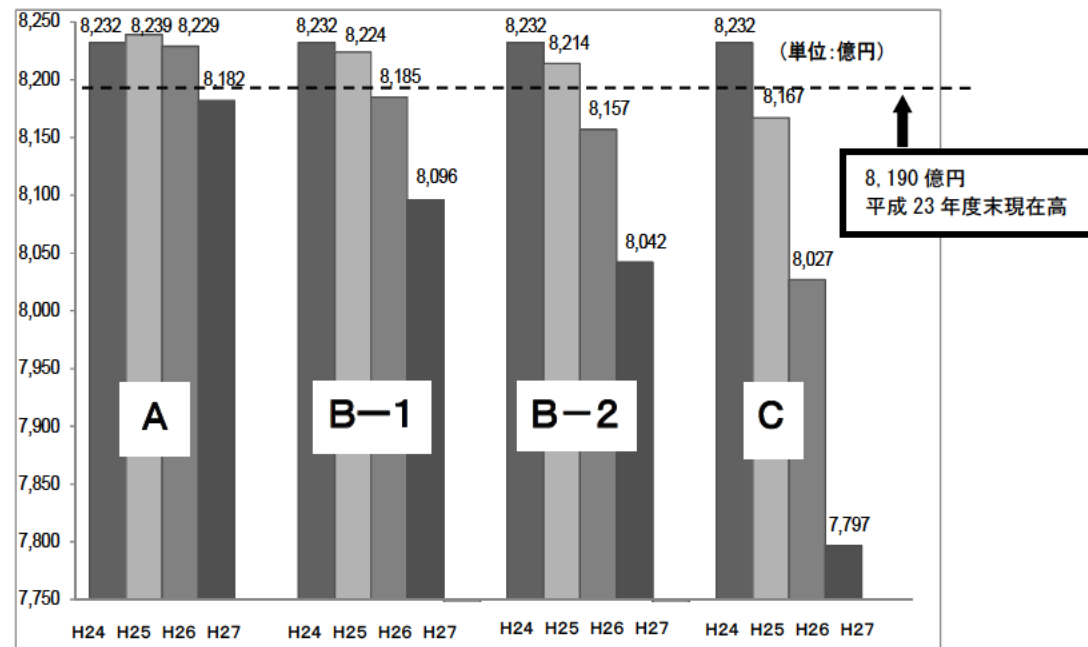
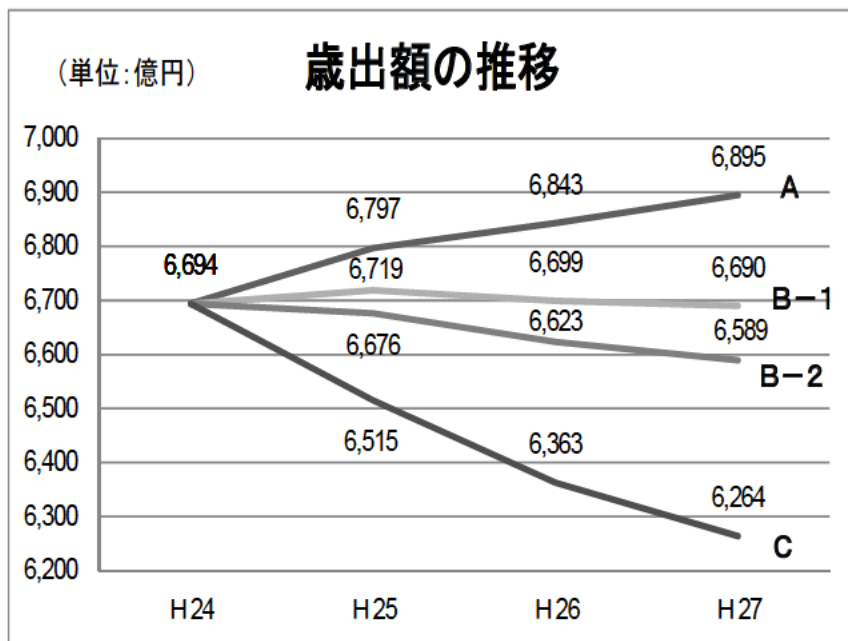
初予算編成後増加しています。平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間の県債（建設地方債等）の補正額は、平均すると 26 億円となったことから、今回の試算にあたっては、26 億円を補正予算において計上するものとして年度末残高見込等を推計しています。

※建設地方債等

一般会計における県債残高。ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないものを除く。

3 中期財政見通し（試算）

県債残高の推移



- A : 自然体による場合
- B : 歳出の見直しを行い、平成 26 年度末の県債残高を平成 23 年度末よりも減少させる場合（歳出の見直しの内容を 2 とおりに分けて試算）
- C : 収支均衡をめざす場合

推計 A

(単位:億円)

区 分	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	備 考	
歳 出	人件費	2,211	2,251	2,269	2,271	平成25年度は一部管理職の特例的な減額を反映
	退職手当	225	226	242	244	退職見込者数から推計
	社会保障関係経費	861	902	928	966	医療・介護等の増加要因を勘案して推計
	公債費	1,067	1,137	1,188	1,236	過去及び将来の発行状況により推計
	税関関連交付金	617	628	643	654	県税の伸び率と連動させて推計
	一般行政経費	1,937	1,880	1,814	1,767	雇用・経済対策等の基金事業の終了を考慮の上、それ以外の事業については平成24年度と同程度の水準で推移するものと推計
	歳 出 計 A	6,694	6,797	6,843	6,895	

歳 入	県税	2,067	2,092	2,150	2,189	税制改正影響分を考慮の上、原則として名目経済成長率により推計
	地方消費税清算金	348	354	363	370	名目経済成長率により推計
	地方交付税 (臨時財政対策債、減収補てん 債を含む)	2,015	2,032	2,013	2,007	県税や公債費、社会保障関係経費の伸び等を勘案して推計
	国庫支出金	695	693	680	682	歳出に連動させて推計
	県債	582	560	567	541	歳出に連動させて推計
	その他	745	722	660	650	地方譲与税→原則として名目経済成長率により推計 分担金負担金→歳出に連動させて推計 その他収入→雇用・経済対策等の基金の残高を考慮のうえ、原則として平成24年度と同程度の水準として推計
	歳 入 計 B	6,452	6,454	6,434	6,439	

歳出と歳入の差額 (B - A)	△ 242	△ 344	△ 409	△ 455
---------------------	-------	-------	-------	-------

財政調整	242	344	409	455
財政調整等基金	105	122	122	122
財源不足を調整するための地方債	137	137	137	137
要調整額		85	150	196

年度末地方債残高見込	12,968	13,365	13,726	14,027	
臨時財政対策債等	4,736	5,126	5,497	5,845	※国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地のないもの。
建設地方債等	8,232	8,239	8,229	8,182	参考：平成23年度末現在高 8,190億円（最終補正後）
当初予算計上	691	686	692	667	
補正予算計上	26	26	26	26	
元金償還金	675	705	728	739	

*この試算は、備考欄に示した考え方により試算しています。なお、名目経済成長率については、内閣府試算（平成24年1月24日「経済財政の中長期試算」）で用いられた率を使用しています。

推計B-1

(単位:億円)

区 分	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	備 考	
歳 出	人件費	2,211	2,251	2,269	2,271	平成25年度は一部管理職の特例的な減額を反映
	退職手当	225	226	242	244	退職見込者数から推計
	社会保障関係経費	861	902	928	966	医療・介護等の増加要因を勘案して推計
	公債費	1,067	1,137	1,188	1,236	過去及び将来の発行状況により推計
	税関連交付金	617	628	643	654	県税の伸び率と連動させて推計
	一般行政経費	1,937	1,802	1,669	1,562	雇用・経済対策等の基金事業の終了を考慮の上、以下により推計 公共事業(公共、直轄、県単)→年3%削減として推計 施策別財源配分経費等→年10%削減として推計
	歳 出 計 A	6,694	6,719	6,699	6,690	

歳 入	県税	2,067	2,092	2,150	2,189	税制改正影響分を考慮の上、原則として名目経済成長率により推計
	地方消費税清算金	348	354	363	370	名目経済成長率により推計
	地方交付税 (臨時財政対策債、減収補てん 債を含む)	2,015	2,032	2,013	2,007	県税や公債費、社会保障関係経費の伸び等を勘案して推計
	国庫支出金	695	682	658	650	歳出に連動させて推計
	県債	582	546	538	499	歳出に連動させて推計
	その他	745	695	616	591	地方譲与税→原則として名目経済成長率により推計 分担金負担金→歳出に連動させて推計 その他収入→雇用・経済対策等の基金の残高を考慮のうえ、原則として平 成24年度と同程度の水準として推計
	歳 入 計 B	6,452	6,401	6,339	6,306	

歳出と歳入の差額 (B-A)	△ 242	△ 318	△ 359	△ 384
-------------------	-------	-------	-------	-------

財政調整	242	318	359	384
財政調整等基金	105	122	122	122
財源不足を調整するための地方債	137	137	137	137
要調整額		59	100	125

年度末地方債残高見込	12,968	13,350	13,682	13,941	
臨時財政対策債等	4,736	5,126	5,497	5,845	※国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地のないもの。
建設地方債等	8,232	8,224	8,185	8,096	参考：平成23年度末現在高 8,190億円（最終補正後）
当初予算計上	691	671	663	624	
補正予算計上	26	26	26	26	
元金償還金	675	705	728	739	

*この試算は、備考欄に示した考え方により試算しています。なお、名目経済成長率については、内閣府試算（平成24年1月24日「経済財政の中長期試算」）で用いられた率を使用しています。

推計B-2

(単位:億円)

区 分	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	備 考	
歳 出	人件費	2,211	2,251	2,269	2,271	平成25年度は一部管理職の特例的な減額を反映
	退職手当	225	226	242	244	退職見込者数から推計
	社会保障関係経費	861	902	928	966	医療・介護等の増加要因を勘案して推計
	公債費	1,067	1,137	1,188	1,236	過去及び将来の発行状況により推計
	税関連交付金	617	628	643	654	県税の伸び率と連動させて推計
	一般行政経費	1,937	1,759	1,594	1,461	雇用・経済対策等の基金事業の終了を考慮の上、以下により推計 公共事業(公共、直轄、県単)→年5%削減として推計 施策別財源配分経費等→年15%削減として推計
	歳 出 計 A	6,694	6,676	6,623	6,589	

歳 入	県税	2,067	2,092	2,150	2,189	税制改正影響分を考慮の上、原則として名目経済成長率により推計
	地方消費税清算金	348	354	363	370	名目経済成長率により推計
	地方交付税 (臨時財政対策債、減収補てん 債を含む)	2,015	2,032	2,013	2,007	県税や公債費、社会保障関係経費の伸び等を勘案して推計
	国庫支出金	695	675	646	634	歳出に連動させて推計
	県債	582	536	520	473	歳出に連動させて推計
	その他	745	682	596	566	地方譲与税→原則として名目経済成長率により推計 分担金負担金→歳出に連動させて推計 その他収入→雇用・経済対策等の基金の残高を考慮のうえ、原則として平 成24年度と同程度の水準として推計
	歳 入 計 B	6,452	6,372	6,289	6,238	

歳出と歳入の差額 (B - A)	△ 242	△ 304	△ 335	△ 351
---------------------	-------	-------	-------	-------

財政調整	242	304	335	351
財政調整等基金	105	122	122	122
財源不足を調整するための地方債	137	137	137	137
要調整額		45	76	92

年度末地方債残高見込	12,968	13,341	13,655	13,887	
臨時財政対策債等	4,736	5,126	5,497	5,845	※国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地のないもの。
建設地方債等	8,232	8,214	8,157	8,042	参考：平成23年度末現在高 8,190億円（最終補正後）
当初予算計上	691	661	645	598	
補正予算計上	26	26	26	26	
元金償還金	675	705	728	739	

*この試算は、備考欄に示した考え方により試算しています。なお、名目経済成長率については、内閣府試算（平成24年1月24日「経済財政の中長期試算」）で用いられた率を使用しています。

推計 C

(単位:億円)

区 分	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	備 考	
歳 出	人件費	2,211	2,251	2,269	2,271	平成25年度は一部管理職の特例的な減額を反映
	退職手当	225	226	242	244	退職見込者数から推計
	社会保障関係経費	861	902	928	966	医療・介護等の増加要因を勘案して推計
	公債費	1,067	1,137	1,188	1,236	過去及び将来の発行状況により推計
	税関連交付金	617	628	643	654	県税の伸び率と連動させて推計
	一般行政経費	1,937	1,598	1,334	1,137	雇用・経済対策等の基金事業の終了を考慮の上、以下により推計 公共事業(公共、直轄、県単)→年15%削減として推計 施策別財源配分経費等→年30%削減として推計
	歳 出 計 A	6,694	6,515	6,363	6,264	

歳 入	県税	2,067	2,092	2,150	2,189	税制改正影響分を考慮の上、原則として名目経済成長率により推計
	地方消費税清算金	348	354	363	370	名目経済成長率により推計
	地方交付税 (臨時財政対策債、減収補てん 債を含む)	2,015	2,032	2,013	2,007	県税や公債費、社会保障関係経費の伸び等を勘案して推計
	国庫支出金	695	649	601	576	歳出に連動させて推計
	県債	582	490	437	362	歳出に連動させて推計
	その他	745	641	540	506	地方譲与税→原則として名目経済成長率により推計 分担金負担金→歳出に連動させて推計 その他収入→雇用・経済対策等の基金の残高を考慮のうえ、原則として平成24年度と同程度の水準として推計
	歳 入 計 B	6,452	6,258	6,106	6,008	

歳出と歳入の差額 (B - A)	△ 242	△ 257	△ 258	△ 256
---------------------	-------	-------	-------	-------

財政調整	242	257	258	256
財政調整等基金	105	122	122	122
財源不足を調整するための地方債	137	135	136	134
要調整額				

年度末地方債残高見込	12,968	13,293	13,525	13,642	
臨時財政対策債等	4,736	5,126	5,497	5,845	※国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地のないもの。
建設地方債等	8,232	8,167	8,027	7,797	参考：平成23年度末現在高 8,190億円（最終補正後）
当初予算計上	691	614	562	483	
補正予算計上	26	26	26	26	
元金償還金	675	705	728	739	

*この試算は、備考欄に示した考え方により試算しています。なお、名目経済成長率については、内閣府試算（平成24年1月24日「経済財政の中長期試算」）で用いられた率を使用しています。

4 試算の結果

- ① 自然体による場合（推計A）は、平成 25 年度以降の歳出と歳入の差額は、344 億円～455 億円と試算され、財政調整等基金や財源不足を調整するための地方債により財政調整を実施した後においても、要調整額が 85 億円～196 億円残ると試算されます。

県債残高（建設地方債等）については、ほぼ横ばいの発行を続けるものの、公債費が増加していくことから、平成 27 年度末には 8,182 億円に減少しますが、平成 26 年度末においては、平成 23 年度末現在高を下回ることとはできないと試算されます。

また、平成 25 年度以降歳出の見直しを行い、平成 26 年度末の県債残高を平成 23 年度末よりも減少させる場合（推計B）は、平成 25 年度以降の歳出と歳入の差額は、304 億円～384 億円と試算され、財政調整等基金や財源不足を調整するための地方債により財政調整を実施した後においても、要調整額が 45 億円～125 億円残ると試算されます。

県債残高（建設地方債等）については、年々発行額を減少させることにより、平成 26 年度末の県債残高はB-1で 8,185 億円、B-2で 8,157 億円となり、平成 23 年度末よりも減少させることとなります。

さらに、推計Bと同様に平成 26 年度末の県債残高を平成 23 年度末よりも減少させるとともに、要調整額を解消し、収支均衡をめざそうとする場合（推計C）は、公共事業で対前年度 15%削減を毎年行い、施策別財源配分経費等で同様に 30%を削減する必要があると試算されます。なお、平成 26 年度末の県債残高は 8,027 億円と試算されます。

- ② いずれの試算においても、社会保障関係経費と公債費が合わせて、毎年 100 億円程度ずつ増加し、退職手当も 200 億円を超える高い水準で推移するなどの要因から、厳しい財政状況を示しています。

- ③ 県債残高（建設地方債等）については、推計Bや推計Cで試算したような、歳出の削減策を講じることで、平成 26 年度末には平成 23 年度末よりも減少させることが可能であると試算されます。

このようなことから、今後とも県債発行と事業執行のバランスに十分配慮しながら、徹底した事務事業の見直しを行うなどの財政運営の改革をすすめることにより、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を行っていく必要があります。

三重県行財政改革取組

(平成24年4月以降のお問い合わせ先)

三重県総務部行財政改革推進課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2231

FAX 059-224-2125

E-mail gyoukaku@pref.mie.jp